円×α'）×A'）／2、C－C'／2、D－D'／2、E－E'／2及び｛（（86,400円×α）×A－（（86,400円×α'）×A'）／2）＋B－（C－C'／2）－（D－D'／2）－（E－E'／2）｝×0.984に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a／b

算式の符号

a　当該都道府県のその年の1月1日現在の住民基本台帳登載人口のうち20歳以上の者の数（以下「20歳以上住民基本台帳登載人口」という。）

b　当該都道府県の前年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

A'　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a'／b'

算式の符号

a'　当該都道府県内の各指定都市におけるその年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳搭載人口の合計数

b'　当該都道府県内の各指定都市における前年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳搭載人口の合計数

B　分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c＋d＋e＋f）×1.060

算式の符号

c　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

d　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

e　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額

数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a／b

算式の符号

a　当該都道府県のその年の1月1日現在の住民基本台帳登載人口のうち20歳以上の者の数（以下「20歳以上住民基本台帳登載人口」という。）

b　当該都道府県の平成28年1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

B　分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該都道府県内の市町村ごとの合算額

C　市町村税課税状況調第20表の表側「平成27年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成28年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に0.989を乗じて得た額に0.667を乗じて得た額

D　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄及び「外国税額控除」欄並びに「配当割額の控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.051を乗じて得た額並びに市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に1.000（ただし、東京都にあつては1.175）を乗じて得た額の合算額

E　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.014を乗じて得た額

F　地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額

α　別表第六に定める単位額補正率

11　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び商品先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

G×0.73575－H×0.73575

算式の符号

G　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「株式等に係る譲渡所得等分」のうち「小計」欄、「上場株式等の配当所得金額に係る分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合算